

鳥取県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成24年6月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治